

## 第19回 参与との意見交換 議事要旨

日時：平成30年5月24日（木）10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第4号館会議室7-1

出席者：

[参与]熊谷 進、小早川 光郎、畑村 洋太郎、板東 久美子、松岡 萬里野、  
吉川 萬里子、渡邊 光一郎

[消費者庁]長官、次長、井内政策立案総括審議官、東出審議官、福岡審議官、橋本審議官、  
総務課長 ほか

主な議題：

テーマ1 最近の消費者行政に関する報告

- ・消費者契約法改正案について

テーマ2 平成31年度に向けた消費者行政の課題

議事概要：

1. テーマ1については、参与から以下のような発言があった。

- ・相談現場で今回の法改正の焦点となった相談事例を見てきたが、今回の改正でこれまで対応を求めてきたことが措置されてとても嬉しく思う。今後、隙間事例が出てきたら、速やかに対応して欲しい。
- ・不利益事実の不告知について、「故意」の要件だけでは要件の認定が難しいということはいくぶんわかる。ただ、今回、「重過失」を追加しているが、重過失かどうかの判定が難しい場合もあろう。実際の裁判例を見ていると、重過失が広くいろいろな判例で認められていて、実際の運用における重過失の認定については、幅のある話だと思う。今回の消費者契約法の改正によって、消費生活センター等の現場でのやりとりがよりスムーズにいくのではないかと。また、民法の中での消費者契約法の存在が大きくなっていく、大学の授業や司法試験に占めるウェイトも高まっていくかもしれない、と感じた。
- ・今回の改正で必要なところを追加していただいたと思う。最初に改正案を見たときは、もうちょっと追加できないかなと思ったが、その後の修正案では重要な改正が追加されており、良い形になったと思う。一方で、今後に向けて勧誘行為については、ネット関係など、まだ課題が残っていると感じる。消費者契約法は、消費者が自分を守るための位置付けではなく、企業活動にとっても重要な制度だという認識を企業側が更に深めていただければと思う。

2. テーマ2については、参与から以下のような発言があった。

- ・我が国が「Society5.0」を目指し、デジタルネイティブ世代が消費者の中心に入ってくる中で、全体的な社会構造が変わってくる。従来必ずしも対象としてこなかったゾーン

を消費者行政の対象として捉えていくことが必要。消費者基本法（第2条第3項）に掲げられた「高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮」との基本理念に基づいて、消費者契約法はまさしくこれからが、その理念の実現を問われるところだと思う。

- ・消費者教育や高齢者の見守りネットワークの構築において、民間企業や民間財団等にある知見やノウハウを組み入れるという視点から、民間に既にある自治体との有益な連携を利用していただければ、より広がりが出るものと思う。
- ・公益通報について、企業側が消費者志向経営や内部統制を強化していくという方向は当然であるとしても、企業が公益通報により実際に受けるダメージについても、もう少し視点として加えていてもらいたい。企業に対して監督機能を用いて事実を調査することができる省庁が通報を受ける場合と、そのような権能を持たない第三者が通報を受ける場合とでは、企業側に及ぼす影響は異なる。最終的に企業側に非がないと判断される場合でも、マスコミ報道等を通じて、企業はレピュテーションリスクに晒され続けることとなる点も含めて、経済団体等との対応を継続していただけたらと思う。
- ・インターネットが普及し、ネット社会に対する中高年の人々への教育が必要であるが、これからの社会に対応する消費者庁の役割は何か、ということを考えていかなければならない。
- ・健康食品や遺伝子組換えをリスクコミュニケーションで取りあげてほしい。
- ・特定適格消費者団体による集団訴訟については、良い制度であるが、法律上の要件履行が難しかったり、事業者が倒産されてしまえばそれまでという部分もあるので、もう少し使いやすく改善されるよう期待したい。
- ・今年度から地方消費者行政推進交付金が地方消費者行政強化交付金になり、地方自治体からは、相談員が研修に参加できなくなった、これまで自治体が交付金を使って研修講座を開いていたができなくなってきている、という話も聞く。地方自治体自体が予算確保の努力をする必要性は理解しているが、地方消費者行政の充実のための予算の確保を国としても引き続きお願いしたい。
- ・消費者教育コーディネーターの定義について整理し、明確にしてほしい。「相談員」と名乗って消費者教育コーディネーターの仕事をしているというような例もあり、自治体によってコーディネーターの実態が異なる。県レベルと市町村レベルではその役割も異なると認識している。
- ・地方公務員法及び地方自治法の改正により、地方の消費生活相談員の待遇等に変化があるのか、特に地方自治法の会計年度任用職員という新たな制度との関係が気がりである。消費者安全法との関係も含めて消費者庁としての見解を知りたい。

- ・新たな制度への対応として相談員の雇止め等に変化が出てくるのかどうか、雇止めにならないようにしてほしい。
- ・法執行は消費者庁の重要な柱の一つと言える。これまで消費者庁の法執行は主に他省庁の人材が出向してあたってきたが、今後はプロパー職員の人材育成も必要と考える。
- ・相談員の雇い止めについては、この4月から「無期転換制度」が動き出しているが、これが雇止めにどのような影響を与えているか、フォローしておく必要がある。
- ・事故調査の分析・調査結果を社会的に認知してもらえるような取組を考えてもらいたい。新聞報道を見ていると事故調が今まで報告書を出した分野も含め、色々な事故が起きており、事故調はこれから本格的な取組をしていくべき局面にあると認識している。調査が終わった事故についても、説明会を開催したり、マスコミに積極的に情報提供するなど、引き続きフォローが必要と考える。
- ・消費者行政において、省庁間の縦割りの物の見方を超え、全体を俯瞰して司令塔機能を果たせるのは消費者庁だけである。事故の防止だけを考えるのではなく、事故は起きてしまうものという前提で、事故による被害を最小化するために何をすべきなのかという視点で総合的に物事を捉えて必要な政策を考えられる人をつくっていかなければならないのではないか。
- ・食品の安全について、生産から消費まで、食品の安全に関わる調査・研究は関係省庁で連携してやっているが、今後一層の連携強化が必要である。
- ・表示については、農畜産物・水産物含め、安全の情報が得られる表示をより充実させていく必要がある。特に輸入食品については、その中身の実態がよく分からないものもあり、適正な表示が重要である。
- ・リスクコミュニケーションに関しては、どのような手法で、誰をターゲットに、どのくらいの頻度で行っているか等について全国的なデータを取り、今後のリスクコミュニケーションの推進手法を検討できるようにすると良い。
- ・訪日外国人6,000万人時代を考えるのであれば、身体に関わるような重大な被害に結びつく食品表示については、外国人にも理解できる表示が良いのではないかと。また、外国人は食習慣も異なるため、どういう表示が外国人に馴染むのかも含め、今後具体的に考えていくのが良いと思う。
- ・国民一人一人の安全について、総合的に考えるのは消費者庁の役目であると思う。
- ・食品ロスの話は興味深い。食品は、生産の話としては農水省、廃棄物の話としては環境省、ということになるが、食品ロスは消費者の意識の問題から発し、消費というポイント

トから見れば消費者庁の出番である。消費者庁ならではの食品ロスへの取り組み方として具体的にどのような政策手法が考えられるのかが重要である。

以上